

注: 本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。  
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

# IFRS in Focus

## IASB、会計方針の開示に関する修正案を提案

### 目次

#### 背景

#### 修正案

#### 経過措置、発効日およびコメント期間

この IFRS in Focus は、2019 年 8 月に国際会計基準審議会 (IASB) が公表した、公開草案 ED/2019/6「会計方針の開示」(IAS 第 1 号及び IFRS 実務記述書第 2 号の修正案) (「ED」) を取り扱っている。

- 本提案は、確定した場合、IAS 第 1 号を修正し、企業に対し、重要な会計方針 (significant accounting policy) ではなく重要性がある会計方針 (material accounting policy) の開示を要求するものとなる。
- ED は、企業がどのように重要性がある会計方針を識別できるかを説明するために、IAS 第 1 号のさらなる修正を提案している。会計方針が、重要性がある可能性が高い場合の例を追加している。
- 本修正を補強するために、IASB は、IFRS 実務記述書第 2 号に記載されている「4 ステップの重要性プロセス」の適用を説明・実証するためのガイダンスと設例を開発している。
- ED に関するコメントは 2019 年 11 月 29 日まで募集されている。

#### 背景

IAS 第 1 号は、企業が重要な会計方針 (significant accounting policy) を開示することを要求している。IASB のディスカッション・ペーパー「開示イニシアティブ—開示原則」(「DP」) は、何が重要な会計方針を構成するのかに関して、利害関係者の見解が異なっていることを示していた。DP に対するフィードバックでは、会計方針に対する開示の要求事項が重要性 (Materiality) を参照していないため、重要な会計方針の開示が有効でないのは、主として重要性の概念を適用する際の困難によるものであることを示唆していた。

#### 修正案

IASB は、重要性の概念は会計方針の開示に関する意思決定に適用できると結論付けた。したがって、IASB は、IAS 第 1 号を修正し、「重要な会計方針 (significant accounting policy)」という用語をすべて「重要性がある会計方針 (material accounting policy)」に置き換えることを提案している。IASB の見解では、利用者が財務諸表の他の重要性がある情報を理解するためにその開示が必要な場合、当該会計方針は重要性があることとなる。

詳細は、下記Webサイト参照

IAS 第 1 号の補強的な各項も、企業がどのように重要性がある会計方針を識別できるかを説明するために修正される。重要性がある可能性の高い会計方針の例には、重要性がある取引、その他の事象および状況に関連するものであって、次のものが含まれる。

- 会計方針が報告期間中に変更された場合
- 会計方針が IFRS 基準で認められている選択肢の中から選ばれた場合
- 具体的に当てはまる IFRS 基準がなく、会計方針が IAS 第 8 号に従って策定された場合
- 会計方針が重要な判断 (significant judgement) および仮定の領域に関連する場合
- 会計方針が IFRS 基準の企業固有の適用を反映する場合

#### 見解

IASBは、重要性がある取引、その他の事象または状況に関連する会計方針のすべてが、必ずしも重要性があるわけではないことを明確にしている。

例えば、IFRS基準の要求事項を単に繰り返すのみである会計方針や、判断の行使を必要としない状況を記述する会計方針は、財務諸表の主要な利用者が当該財務諸表に基づいて行う意思決定に影響を与える可能性は低い。

IASBは、企業が重要性がない会計方針の開示を財務諸表から除去することを支援するために、この修正を提案している。

IAS 第 1 号の修正案を補強するために、IASB は、IFRS 実務記述書第 2 号を修正し、会計方針に関する情報が財務諸表にとって重要性があるかどうかを企業がどのように判断できるかを示すことを提案している。特に、IASB は、IFRS 実務記述書第 2 号にガイダンスと設例を追加し、企業が会計方針の開示に「4 ステップの重要性プロセス」を適用できるようにすることを提案している。

#### 経過措置、発効日およびコメント期間

本修正が確定した場合、IASB は、企業が将来に向かって修正を適用することを提案している。

ED は発効日を提案していない。IASB は、コメント期間終了後に修正の発効日を設定する。発効日前に本修正の適用を認めることが提案されている。

IASB は、2019 年 11 月 29 日まで ED に関するコメントを募集している。

#### さらなる情報

IAS 第 1 号および IFRS 実務記述書第 2 号の修正案についてご質問がある場合は、デロイトの担当者にご連絡ください。

# Deloitte. トーマツ.

## デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネス プロフェッショナル グループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に 1 万名以上の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”) ならびにそのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー ファーム および それらの関係法人のひとつまたは複数 を指します。DTTL (または “Deloitte Global”) および各メンバー ファーム ならびに それらの関係法人 はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバー ファーム であり、保証 有限責任 会社 です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバー および それらの関係法人 は、オーストラリア、ブルネイ、カンボジア、東ティモール、ミクロネシア 連邦、グアム、インドネシア、日本、ラオス、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、ニュージーランド、パラオ、ババニューギニア、シンガポール、タイ、マーシャル 諸島、北マリアナ 諸島、中国 (香港 および マカオ を含む)、フィリピン および ベトナム でサービスを提供しており、これらの各国 および 地域 における運営 はそれぞれ法的に独立した別個の組織体により行われています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスク アドバイザリー、税務 および これらに関連する第一級のサービスを全世界で行っています。150 を超える国・地域のメンバー ファーム のネットワークを通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービス提供をしています。“Making an impact that matters” を自らの使命とするデロイトの約 286,000 名の専門家については、([www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**